

事例番号:350201

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

10:20 無痛分娩のため分娩誘発目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

9:08- オキシトシン注射液投与開始

11:00 陣痛発来

16:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を繰り返し認める

23:37 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度変動一過性徐脈、基線細変動増加、
基線細変動減少および頻脈を認める

妊娠 39 週 4 日

6:03 分娩停止、胎児心拍数 180 拍/分以上のため帝王切開で児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 4 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、BE -7.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 多呼吸、乳酸アシトージス、代謝性アシトージス

(7) 頭部画像所見:

生後 1 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) 胎児は、妊娠 39 週 3 日 16 時頃から徐々に低酸素の状態となり、その状態が出生までの間に進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 無痛分娩目的で入院時の対応(破水の有無を確認、内診、硬膜外カテーテル挿入、分娩監視装置の装着)は一般的である。

(2) 無痛分娩、分娩誘発について文書を用いて説明し、同意を得たことは一般的である。

(3) オキシトシンの投与方法(酢酸リンゲル液 500mL にオキシトシン注射液 5 単位を溶解し 12mL/時間で開始、30 分以上経過後に 12mL/時間ずつ増量、投与中分娩監視装置を連続装着)は一般的である。

- (4) 妊娠 39 週 3 日 16 時 50 分頃に遷延一過性徐脈を認め、体位変換、オキシトシン注射液を中止したことは一般的であるが、23 時 18 分に 24mL/時間で投与を再開したことは一般的ではない。
- (5) 妊娠 39 週 4 日 0 時 15 分以降、子宮口全開大確認後、胎児心拍数陣痛図で胎児機能不全を疑う所見が持続している状態でオキシトシン注射液を増量したことは基準を満たしていない。
- (6) 妊娠 39 週 4 日 4 時 10 分に胎児機能不全と判断し帝王切開としたことは一般的である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、酸素投与)は一般的である。
- (2) 出生後、多呼吸(呼吸障害)が認められ、酸素投与実施後も改善しない状況で出生から約 12 時間後に新生児搬送を決定したことは選択肢のひとつである。
- (3) 多呼吸が持続するため高次医療機関へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読とその対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して習熟することが望まれる。
- (2) 観察した事項や処置については、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、分娩停止の適応で帝王切開決定時の内診所見に児頭下降度の記載がなかった。分娩停止の診断の際には、児頭下降度を確認し、診療録に記載することが望まれる。

- (3) 胎児心拍数陣痛図の記録が不鮮明な場合は、正確に記録されるよう分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】本事例は、陣痛波形が正しく記録されていない箇所があった。胎児心拍数陣痛図の正確な判読のためには、きれいに記録された胎児心拍数陣痛図が必要である。したがって、陣痛プローブは正しく装着することが重要である。

(4) 胎盤病理組織学検査を行うことが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、新生児仮死が認められた場合等には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 帝王切開決定から児娩出までの時間を短縮できる診療体制の構築が望まれる。

【解説】本事例では、帝王切開決定から約2時間後に児娩出となっている。帝王切開決定から児娩出までの時間を短縮させることは重要であり、診療体制の更なる向上が望まれる。

(2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。